

令和元年度 第1回四條畷市子ども・子育て会議議事要録

日 時	令和元年7月9日(火)午後2時～
場 所	四條畷市役所 東別館 201 会議室

(出席者) 小寺委員長・柏原副委員長・福地委員・河原委員・市林委員・西岡委員・原委員
森本委員・小林委員・福井委員・山田委員

(欠席) 市山委員

1. 開会

事務局：定刻になりましたので、只今から「令和元年度 第1回 四條畷市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。皆様方には、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。わたくし、本日司会を努めさせていただきます子ども政策課の織田でございます。よろしくお願いたします。

本日の出席委員は11人、欠席委員は1人でございます。

さて、この会議につきまして、本来は会長が議長となるところですが、本日は第1回目ということで、会長が決まりますまでの間は、事務局で進行させていただきます。

今年度から異動に伴い、新たなメンバーとなっております。行政側の職員の自己紹介をさせていただきます。

<事務局 自己紹介>

学校教育課長、青少年育成課長については、案件1の「令和元年度の主な施策について」が終わりましたら退席いたしますので、よろしくお願いたします。

なお、本日の会議の傍聴者は3名です。本日の会議を公開してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

次に配付資料の確認をさせていただきます。

<資料確認>

また、委嘱状の交付は、机上交付の形式とさせていただきましたので、お名前をご確認いただき、委嘱状の交付を終了いたします。

委員長及び副委員長の選出についてですが、子ども・子育て会議規則第2条第1項の規定により、委員長及び副委員長を互選により選出する必要があります。まずは、委員長の選出について、何かご意見ございませんでしょうか。

小林委員：福祉に係る豊富な知識と経験をお持ちで、尚且つ各計画の策定にもご尽力いただいている小寺委員に委員長をお願いしてはどうかと提案いたしますがいかがでしょうか。

事務局：皆様、小林委員のご提案にご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

事務局：ご異議がないようですので、小寺委員長に委員長の就任をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、副委員長の選出について、何かご意見はございませんでしょうか。

小寺委員長：子どもに関わる専門分野であられる柏原委員をお願いしてはどうかと提案いたしますがいかがでしょうか。

事務局：皆さんご提案にご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

事務局：ご異議がないようですので副委員長に柏原委員の就任をお願いしたいと思います。それでは、小寺委員
柏原委員、お席を移動願います。

小寺委員長：みなさまこんにちは。今年度もよろしく申し上げます。それでは次第に入る前に、第2号の服部様、
第3号の村出様、第4号の吉村様、第6号の矢田様が交代されたことに伴い、新たに河原様、西岡様、
森本様、福井様が委員として委嘱されましたので、自己紹介をお願いしてもよろしいですか。

< 自己紹介 >

ありがとうございました。また、新任の委員がいらっしゃいますので、他の委員の皆さんからも自己
紹介をお願いしたいと思います。それでは私からさせていただきます。

< 自己紹介 >

2. 議事

- (1) 令和元年度の主な施策について
- (2) 保育施設入園状況について
- (3) 幼児教育無償化に伴う給食費の取扱いについて
- (4) 子ども・子育て支援事業計画策定方針及び策定スケジュール案について
- (5) ひとり親家庭へのアンケート調査について
- (6) 教育・保育の量の見込みについて
- (7) その他

小寺委員長：皆さん、ありがとうございました。それでは、案件1の「令和元年度の主な施策について」に進み
ます。事務局より説明をお願いします。

事務局：令和元年度の施策の前に、資料で配布しておりました「平成30年度の主な施策の実績」についてです
が、前回の会議で既にご報告済みであり、特に修正もありませんので、今回は資料の配布のみで、ご説
明は割愛させていただきたいと思います。それでは、令和元年度の主な施策についてご説明いたします。

① 幼児教育・保育の無償化の実施

幼児教育の重要性や幼児教育負担軽減を図る少子化対策の観点などから、10月から幼児教育・保育無償
化が始まるにあたり、制度移行が円滑に進むよう対応します。また、それに伴い、給食費が実費負担となり、
無償化前の保育料負担よりも給食費負担が大きくなる方に対して、本市独自で給食費（主食費）の補助（免
除）を令和3年度まで実施します。

② 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市民の多様な保育・子育てニーズに応え、本市の子ども・子育
て支援施策を総合的、計画的に推進するため、令和2年度から6年度までの5年間の計画期間とする第2期
子ども・子育て支援事業計画を策定します。

計画の策定にあたっては、上位計画及び関連する個別計画との整合を図るとともに、子ども・子育て支援
アクションプランの統合に加え、第四次ひとり親家庭等自立促進計画を包含するものとします。

③ 民間保育所等整備費補助事業の実施

入所枠の確保、多様なニーズへの対応及び老朽化した施設の保育環境の改善などを図るため、保育所、認
定こども園等、5園の施設整備に対し、補助金を交付します。

④ 保育業務支援システムの導入

保育士、保育教諭の業務にかかる負担軽減と保護者の利便性向上の双方に資するため、登降所（園）時間の打刻、出欠数や給食数の把握、指導計画や要録の作成などの機能を併せ持つ保育業務支援システムを公立保育所及び認定こども園に導入します。

⑤ 保育施設入所選考システムの導入

認可保育施設の入所選考に AI を活用した入所選考システムを導入することにより、入所選考作業を手作業から自動化します。公平・正確な入所選考を実現し、早期に選考結果を保護者に通知するとともに、削減した作業時間を政策立案等の付加価値の高い業務に配分することで市民サービスの向上を図ります。

⑥ 保育施設における働き方改革研修の実施

保育士、保育教諭にとって働きやすい職場となり、保育士の確保及び離職防止を図るため、市内全認可保育施設を対象にした働き方改革の研修や先進園の視察を行います。

⑦ 子育て支援員研修の実施

地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方を対象に、必要な知識や技術等を修得するための研修を実施することにより、支援の担い手となる子育て支援員を育成し、人材の確保につなげます。

⑧ 四條畷市乳幼児教育保育アクションプランに基づく取組み

四條畷市内の 0 歳から中学生までの育ちや学びの一貫性、連続性を見通した、市としての指針となる四條畷市教育保育アクションプランに基づいた取組みを進めます。

⑨ 子育て世代包括支援センターの開設と事業の実施

妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を提供するため、7 月に、ネウボラなわて（子育て世代包括支援センター）を設置します。

ネウボラなわてでは、保健センターと子育て総合支援センターが子育て支援の拠点となり、顔の見える形で子育てをサポートするため、訪問事業を強化（こんにちは赤ちゃん訪問の充実・1/2 バースデイ訪問など）するとともに、子育て家庭のニーズに合わせた支援メニューとして、産前産後ヘルパー派遣などの新たなメニューを提供し、さらに安心して子育てできる環境を整備します。

⑩ 子育て支援拠点の充実

安心して子育てができる環境を整備するため、既存のつどいの広場やファミリー・サポート・センターへのニーズを把握し、課題を検討した結果、5 月から、つどいの広場、子育てほけっと及びファミリー・サポート・センターを、平日に加え、毎月第 2 第 4 土曜日にも開所しました。

また、ファミリー・サポート・センターの利用促進のため、リーフレットを活用し、さまざまな機会を通じて、周知啓発に努めます。

民間を含む地域子育て支援拠点等とのより一層の連携等について、検討を進めます。

⑪ ペアレントトレーニングの実施

昨年度と同様に児童発達支援通園児の保護者を対象に、子育て技術の向上や子どもの特性の理解、肯定的な子育てを促進するため、ペアレントトレーニングを実施します。

⑫ ペアレント・メンターを講師とした市民対象の啓発研修の実施

昨年度に引き続き、大阪府の事業を活用し、障がい児・障がい者の子どもをもつ保護者が、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者等に対して、その経験を活かし保護者の視点で助言、支援を行うペアレント・メンターを講師に市民対象の啓発研修を 7 月 12 日に実施します。日常の相談内容や啓発研修参加者の意見を踏まえて、障がい受容までの過程の話に加え、子どもが小学校の時の経験や思い等についても講演いただきます。

小寺委員長：「平成 30 年度の主な施策の実績について」と只今ご説明のあった、「令和元年度の主な施策について」、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

原委員：③民間保育園等への整備補助について 5 園に補助があるということですが、具体的にどこの園かわかりますか。

事務局：保育所の整備につきまして、啜すずらん保育園、啜たんぼ保育園、なわてすみれ園、四條啜すみれ保育園の 4 園と、今年度から開園しております、おひさまの森保育園の賃貸料の補助を含めて計 5 園となっております。

原委員：④保育業務支援システムの導入について、業者からの宣伝が当園にもあるのですが、実際に活用されているのでしょうか。

事務局：保育業務支援システムの導入について、まだ運用は始まっておりません。現在、導入に向けて準備をすすめているところで、8 月からの導入を予定している状況です。

原委員：導入することのメリットを教えてくださいませんか。

事務局：保育教諭の業務にかかる負担軽減と、保護者の利便性の向上の双方に資すると思っています。例えば登降所（園）時間の打刻を例に挙げると、今は登園する際に、保護者にお時間とどなたがお迎えに来るのかを書いていただいているのが、タブレットに入力していただくだけで、システムと連動し、出欠数や昼食数を自動的に把握することが可能となります。保護者の利便性が向上し、保育園においても負担が軽減すると見込んでおります。

原委員：例えば門のところでカードを入れると門が開くというようなものではないのでしょうか。

事務局：門を入る際はこれまで通りで、玄関付近にタブレットを設置し、登降所（園）時間を打刻していただくようなシステムです。

福井委員：現在システムを取り入れている園は何園あるのでしょうか。1 園だけは存じ上げています。

事務局：民間園ですでに導入しているところはたくさんあります。手元に資料がありませんが、市内のかなり多くの園で導入されていると聞き及んでいます。

森本委員：民間園では国や府の補助金を利用して 2 年ほど前に導入しました。システムは会社によって異なりますが、打刻についてはタッチパネルやカード式など様々です。また、要録などをパソコンで入力できる場所もあればタブレットで入力する場所もあります。まだ当園では登降園以外の機能をあまり使えていませんが、他の園ではもっと色々な機能を使っておられると思います。

山田委員：子どもを預かる事業所で働いています。私ども職員が忍ヶ丘あおぞらこども園にお迎えに行くのですが、保護者ではない人がお迎えに行っても問題ないのでしょうか。保護者が園に「代わりの者がお迎えにいきます」と今まで通り伝えれば良いのでしょうか。

事務局：導入に向けて現在検討中ではありますが、その点は従来通りの対応になると思います。

山田委員：わかりました。

小寺委員長：ありがとうございました。他にございませんか。

森田部長：保育所の ICT 化ということで、補助金が出る年が 2、3 年前にあり、民間園では補助金の中で登降所（園）管理ができるシステムが導入されました。幼稚園から認定こども園になった園や小規模保育所などではまだ導入されていないと記憶しています。

小寺委員長：私からも質問をさせていただきます。⑤保育施設入所選考システムの導入について、AI というのは、どこかですでに活用されているのですか。それとも、市独自でどこかと提携して開発されたのですか。

事務局：この AI は富士通が開発されたものが商品として売られています。現時点では、富士通しか開発している業者がございません。

小寺委員長：A Iは今、福祉業界でかなり広がってきています。窓口相談もA I化していく動きがあり、市と大学が連携しながら新しいソフトの開発を進めていくような動きがありますが、その方法ではないのですね。保育の部分だけで、市全体をA I化していくということではないのですか。

事務局：入所選考A Iについては他市で導入され、業務時間削減等の効果が出ていると聞いておりますので、まずはそこから始めることになり、今後、他の業務についても広げていければと思っています。

柏原副委員長：四條畷市乳幼児教育保育アクションプランに基づく取り組みというところで、きちんと枠組みをつくられて前向きに取り組んでおられるところを評価したいと思います。特に、小学校との幼小連携は多くあるのですが、中学校まで意識している市はなかなかありません。

具体例として、先ほど小学校と保育園の話が出ましたが、生まれた時から中学校の思春期までを意識して子どもの育ちをとらえたものとなっていますので、このプランが絵に描いた餅になるのではなく、実際に運用されることを期待しています。

市林委員：⑦の子育て支援員研修の実施ですが、有資格者ではなく、子育てを終わられたような方が保育所等で働くことを想定されているのでしょうか。また、それは保育士不足に対応するためなのか教えてください。

事務局：おっしゃる通りでございます。地域で子育て支援の仕事に興味を持っておられ、子育て支援の分野で働きたいと思っていられる方に、この研修を受けていただき、保育所等で働いていただきたいと考えています。保育士不足という現状の中で、支援の担い手となる方を育成することで、人材の確保につなげたいと考えています。

市林委員：ふれあい教室の先生についても不足していると聞いたことがあります。子育てが終わった方で、働いていない方は少ないのではないかと思います。支援員研修にたくさん人が集まるのかなという不安があります。

福地委員：つどいの広場を土曜日に開所されることになったとのことですが、どれぐらいの利用者が集まられているか教えてください。

事務局：つどいの広場「なわて」を、5月から第2、第4土曜日を開けています。当初たくさん来られると予想していたのですが、初日は13組でした。6月の末では24組来られました。午前中の時間帯の利用者が多いように思います。パパと子どもさんや、普段は保育所に行っていてつどいに来られない子どもさんにもご利用いただいています。

小寺委員長：他にご質問はありますか。無いようですので、次の案件にいけますが、ここでご案内のありました、学校教育課長、青少年育成課長が退席となります。よろしくお願いします。

それでは、次に案件2「保育施設入園状況」について事務局から説明をお願いします。

事務局：「平成31年度 保育所入所状況」についてご説明いたします。

資料4「平成31年度 保育所入所状況」をご覧ください。

こちらは、平成31年4月1日時点の保育所・認定こども園・小規模保育施設の入園状況です。4月1日時点で、保育施設に在籍している児童数が1,123名、保留児童数が47名、待機児童数が3名となっております。

待機児童3名につきましては、田原地域在住の方で、ひまわりこども園へご案内ができなかった児童数となっております。国の待機児童の定義に該当する児童数となっております。

続きまして資料5「企業主導型保育 児童数調査」をご覧ください。

こちらは、平成31年4月1日時点の企業主導型保育施設の入園状況です。

4月1日時点では、市内には4つの企業主導型保育施設があり、四條畷市在住の児童は、合計で34

名在籍しております。また、この7月に市内5つ目の企業主導型保育施設である、四條畷第二かがやき保育園が楠公一丁目に開設され、7月1日時点では、四條畷市の児童3名が在籍しております。保育所入所状況に関する説明は以上です。

小寺委員長：ありがとうございます。只今、「平成30年4月の待機児童数について」説明をしていただきましたが委員のみなさま、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

原委員：同じ就学前施設である幼稚園の入所状況についても書き込んでいただいたらと思うのですが、どうでしょうか。

森田部長：新しい制度になりまして、記載している1号認定の子どもについては補助金の関係で把握はできているのですが、民間の幼稚園で新制度に移行していない園については、市長部局では数の把握ができていない状況です。教育委員会で私学助成の関係で把握できるので、委員がおっしゃる通り、就学前の子どもが所属している状況について載せることについて、今後検討したいと思います。

小寺委員長：今後は教育委員会の情報をもとにできるだけ載せていくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

他にご意見等ございませんか。無いようですので、それでは、次に案件3「幼児教育無償化に伴う給食費の取扱いについて」ご説明をお願いします。

事務局：幼児教育無償化に伴う給食費の取り扱いについてご説明させていただきます。

無償化に伴う給食費の取り扱いについては、昨年度、第2回子ども子育て会議でご確認いただいたところではありますが、詳細について改めてご説明させていただきます。

みなさまご承知の通り、令和元年度10月から、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3～5歳児の保育料が無償化される予定です。それに伴い、これまで市独自で行っていた給食費の無償化を廃止し、実費負担とします。

資料6「幼児教育無償化に伴う給食費の取り扱いについて」をご覧ください。1番上の図がこれまで国が示していた本来の給食費の構造、2番目の図が本市の現状です。1号認定について、本来は保育料、副食費、主食費が保護者負担となるところ、本市では副食費と主食費を補助により無償化しています。また2号認定は、保育料に副食費が含まれているため、主食費のみ市の補助により無償化しています。

幼児教育無償化後は、これまで市独自で行っていた給食費の補助を廃止し、副食費、主食費を実費負担とします。公立園の1号認定については「1食250円」、2号認定は「1食270円」が保護者の実費負担となります。目安としては、1号認定がひと月5,000円、2号認定がひと月6,750円ほどとなります。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降については副食費が免除となるほか、令和3年度までは、本市独自の激変緩和措置として、無償化前の保育料より給食費の負担が上回る方に対し、主食費の補助を行う予定です。無償化後の給食費の取り扱いについて、説明は以上です。

小寺委員長：只今の説明に関して、ご意見・ご質問等がございませんでしょうか。

河原委員：主食費と副食費という分け方をしていますが、1号認定と2号認定の違いとしてはおやつがあるかないかの違いではないかと思いますが、この表ではどういう分け方をしているのでしょうか。

事務局：金額的な違いについてはおっしゃる通りです。

河原委員：今、1号認定で子どもを預けていますが、保育料プラス預かり保育を希望日に1日400円でいただいているのですが、前から値段が上がっていて、その理由として手作りおやつの関係でということでした。今後保育料の無償化になると預かり保育の金額はどうなるのでしょうか。

事務局：各施設で金額を決められることとなります。今回お出ししている資料は、あくまで公立園の場合で、1号認定は「250円」2号認定は「270円」ということです。公立園では、預かり保育の中におやつ代を

含む予定のため、今回の説明とは別にはなります。

原委員：無償化には預かり保育も含み、上限が 11,300 円と決まっています。超える分については自己負担とされていますので、上限まで使われたらよいかと思います。

河原委員：おやつ代 20 円に驚きました。

事務局：平均でいくとその金額になったので、20 円がそのままおやつ代というわけではありません。

小寺委員長：他にご意見等ございませんか。無いようですので、次第の案件 4「子ども・子育て支援事業計画策定方針及び策定スケジュール案について」ご説明をお願いします。

事務局：「子ども・子育て支援事業計画策定方針及び策定スケジュール案について」ご説明させていただきます。資料 7 をご覧ください。

平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、市民の多様な保育・子育てニーズに応え、本市の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成 27 年 3 月に四條畷市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

第 1 期計画の計画期間が平成 31 年度末をもって終了することから、改めて市民から子ども・子育て支援施策に関するニーズ調査を実施し、本市の現状と課題を分析、整理したうえで、本市が今後進める子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とする第 2 期四條畷市子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。

計画の位置づけとしまして、本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（法定計画）となっています。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村次世代育成支援行動計画に位置づけています。計画の策定にあたっては、上位計画及び関連する個別計画との整合を図るとともに、四條畷市子ども・子育て支援アクションプランの統合に加え、第四次ひとり親家庭等自立促進計画を包含するものとします。計画期間としましては、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間といたします。なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

第 1 期計画の概要ですが、第 1 期計画では、なわて子どもプラン（四條畷市次世代育成支援地域後期行動計画）の基本理念を継承するとともに、国が示す子ども・子育て支援の意義や四條畷市子ども・子育て会議、子ども・子育て支援アンケート調査の結果を踏まえ、本市のめざす将来像として、『子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、可能性を育むまちづくり』を基本理念に掲げました。

基本理念に基づく 5 つの基本目標に 16 の施策の方向を構成し、全ての子どもとその家庭に切れ目なく支援・サービスを提供できるよう取組みを定めました。

計画策定の基本的な方向性ですが、第 1 期計画における取組み内容を検証するとともに、子どもを取り巻く現状の把握を通じて課題と方向性を整理し、国や大阪府の動向を踏まえ、本市の現状に即した実効性のある施策の展開を図ります。また、法で定められた内容については、国の示す手引きに基づき策定します。

必須記載事項として、教育・保育の提供区域・各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期・幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容が必須記載事項となっています。

総合計画や関連計画との整合を図ったうえで、ニーズ調査等による市民の意見を踏まえながら、本市独自の視点を加えた施策の構築を図ります。

計画の策定体制ですが、まずニーズ調査による市民の意向を把握しました。計画策定の基礎資料とす

るため、平成 30 年 12 月に就学前児童の保護者 1,400 人と就学児童の保護者 600 人に対してニーズ調査を実施しました。子ども子育て支援施策に関する市民の意向を調査し、平成 31 年 3 月に報告書を作成しました。

四條畷市子ども・子育て会議条例に基づき設置した四條畷市子ども・子育て会議に諮り、意見聴取します。また、庁内会議での検討として、庁内関係課で構成する四條畷市子ども・子育て実務者会議において検討します。

最後に計画策定スケジュールですが、計画策定スケジュールについては、資料 8 をご覧ください。

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、先ほど策定方針でも説明しました通り、庁内会議と子ども・子育て会議で検討を進めて参ります。本日第 1 回の子ども子育て会議で、策定方針と、教育・保育分野の量の見込みをご確認いただきます。

次回、9 月 24 日に予定している第 2 回子ども子育て会議で、たたき台の検討を行い、第 3 回子ども子育て会議にて素案検討後、原案を作成し、1 月 6 日から 2 月 5 日でパブリックコメントを実施します。その後、庁内での検討を経て計画を策定し、最終、第 4 回会議で計画策定の報告を行う予定となっております。第二期 四條畷市子ども・子育て支援事業計画 策定方針についての説明は以上です。

小寺委員長：ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、これについてご意見、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

今日が第 1 回目ということで、今年度 4 回の会議で決定していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：子ども子育て支援事業計画という冊子がありまして、これまでに委員をされていた方々にはお配りしていて、新しく委員になられた方にはまだ配布していなかったと思います。こちらが現在の事業計画で、また来年度から 5 年間の子育て支援計画の作りこみについて、ご意見をいただきたいと思っております。子ども子育て会議は通常でしたら年 2 回のところを今年度は 4 回となっております。みなさんにはご苦勞をおかけいたしますが、またよろしくお願い致します。

小寺委員長：他に意見が無いようですので、案件 5 「ひとり親家庭へのアンケート調査について」事務局より説明をお願いします。

事務局：ひとり親家庭へのアンケート調査について、ご説明いたします。資料 9 及び資料 10 をご覧ください。

まず、資料 9 のアンケート調査ですが、本アンケート調査につきましては、大阪府が今年度、第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画の策定にあたり、府内各市へ依頼を行い、調査を実施するものでございますが、ひとり親家庭等自立促進計画につきましては、本市におきましても、大阪府と同じく、第三次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画が令和元年度をもって計画期間を終了することから、今年度、四條畷市子ども・子育て支援計画に包含して、第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画を策定することとしております。

この計画を策定する課程において、ひとり親家庭等の生活の状況や意識等を把握し、計画に反映するため、資料 9 の大阪府のアンケート調査内容を活用の上、基礎資料とさせていただきたいと考えております。

調査方法につきましては、「令和元年度児童扶養手当受給者現況届」を今月末に対象者に送付いたしますので、その際、アンケート調査票を同封し、8 月 1 日から 30 日に受け付けを行う現況届提出時に窓口で回収を行うとともに、四條畷市母子寡婦福祉会のご協力を得て、会員の皆様から回答をいただく予定としております。なお、令和元年度の「児童扶養手当受給者現況届」の送付者は約 600 人となっております。

また、本アンケート調査に加え、児童扶養手当の現況届につきましては、原則、子ども支援課窓口へ持参し、提出時に資料 10 の現況届時面談票を使用し、職員が対象者一人ひとりと面談を実施いたしますので、アンケート調査と重複する部分もございますが、現況届時面談票の聞き取り内容も併せて、計画策定の基礎資料とする予定でございます。説明は以上です。

小寺委員長：ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、これについてご意見・ご質問等ございませんか。

福井委員：母子会に関しては、市役所の方に受付をしてもらいますが、寡婦会に関しては 30 人ぐらい登録がありますので、配布に回らせてもらいます。

小寺委員長：寡婦の方は、現況届はないのですか。

福井委員：寡婦はありません。

柏原副委員長：四條畷市の場合、ひとり親家庭について、貧困、生活保護など生活に困っておられる方は多くいらっしゃるのか、それほどでもないのか実態を教えてください。

事務局：母子自立支援員が相談業務にあたっているのですけれども、相談状況は、生活全般、児童、経済的支援など件数が増加しています。生活保護を受けておられる方もいらっしゃいますが、受けておられない家庭も多い状況です。

小寺委員長：生活保護世帯の件数の推移は出ていますか。

事務局：生活保護受給件数の推移については手元資料がございませんけれども、児童扶養手当というひとり親家庭の方に支給する手当については、受給者数は減少してきています。ただし、事前の相談件数は年々上昇傾向にあります。

小寺委員長：他に何かございますか。特に無いようですので、案件 6「教育・保育の量の見込みについて」事務局より説明をお願いします。

事務局：子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについてご説明いたします。

資料 11「事業計画における量の見込み」をご覧ください。

量の見込みの算定については、内閣府より提示された考え方にに基づき、大阪府が作成した「量の見込み」算出の手引きに基づいて算出しております。

2 枚目をご覧ください。

こちらは、大阪府作成の手引きを一部抜粋した資料です。

全国共通で「量の見込み」を算出する項目は、全部で 11 項目あり、第 2 期子ども・子育て支援事業計画では、共通項目と本市独自の項目として「妊婦健診検査」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業等」を加え、全 14 項目について、量の見込みを算出します。

続いて、量の見込みの算出方法についてご説明させていただきます。

資料 11 の 3 枚目をご覧ください。

量の見込みの算出にあたっては、まず調査対象者を家庭類型ごとに分類します。タイプ A は「ひとり親家庭」世帯、タイプ B は「フルタイム×フルタイム」世帯というように、ニーズ調査のアンケート結果を基に集計します。

資料 12「子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」をご覧ください。

こちらはニーズ調査の際に送付したアンケートです。

家庭類型ごとの世帯数は、まず、このアンケートの「問 11 世帯の就労状況等に関する問」の回答結果を基に集計します。

次に、「問 12 就労状況の転換希望に関する問」でフルタイムや専業主婦への転換希望を集計し、

問 11 の結果に反映させて、潜在的な家庭類型ごとの世帯数の割合を算出します。

その割合を人口推計にかけあわせることで、前提となる世帯類型ごとの世帯数を割り出します。なお、人口推計については、コーホート変化率法を用いて算出しています。

資料 13 をご覧ください。こちらは、教育・保育分野の量の見込みです。左の表が第一期中間見直し時の量の見込みで、右が今回作成する第二期事業計画の量の見込みです。

ニーズ量の見込みの算出方法を「1号」「3歳以上 教育希望」を例に説明します。算出方法は、アンケートの「問 16 保育施設の利用希望に関する問」で、「1. 幼稚園」「2. 幼稚園プラス延長保育」「4. 認定こども園」の利用を希望した者の割合を算出し、資料で分類した C', D, E', F の推計世帯数にかけあわせて、ニーズ量を算出します。

これにより、3～5歳の子どもを持つ専業主婦家庭、あるいは父母の就労時間の短い家庭のうち、幼稚園、認定こども園を利用する人数を算出しています。

同様の方法で、「2号」「教育希望が強い」は、3～5歳の子どもを持つ共働き家庭のうち、幼稚園の利用を希望する人数「2号」「上記以外」は、3～5歳の子どもを持つ共働き家庭のうち、幼稚園以外の保育施設の利用を希望する人数「3号」は、0～2歳の子どもを持つ共働き世帯のうち、いずれかの保育施設の利用を希望する人数を算出しています。

続きまして、このような方法で算出した量の見込みの、現段階での算定結果についてご説明させていただきます。

右の第二期の量の見込みをご覧ください。まず、上段の児童推計については、先ほど申し上げました通り、コーホート変化率法を用いて人口推計を行った結果、令和 2 年度以降、0～5 歳児人口は減少していく見込みです。

ニーズ量については、第一期中間見直し時に比べると、全体的に減少傾向にあります。0 歳児のみニーズが増加する結果となりました。割合から見ると、1号が減少し、2号・3号が増加しています。

保育提供量については、第一期中間見直し時は、1・2歳の提供量が各年で 20 名以上不足する結果となっていました。既存の保育施設の定員弾力化や小規模保育施設の開園などで定員の増加を図ったことにより、第二期事業計画では、提供量の不足が改善され、令和 4 年度以降は、全年齢で提供量の不足が解消される見込みです。

量の見込みについては、今後精査を行いますので、数値が変更する可能性があります。

次回のたたき台で量の見込みも含めて、改めてご報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。教育・保育の量の見込みについて、説明は以上です。

小寺委員長：只今、事務局から説明がありましたが、これについてご意見等ございませんか。

原委員：この資料 13 を拝見していると、これから子どもの数はだんだん減ってくるというのはわかりますが、3歳児以上は減るけれども、0、1、2歳はそうでもないように見えますがいかがですか。

0、1、2歳の保育の受け皿について、市としてはどのようにお考えでしょうか。小規模なり企業主導型なり考えておられますか。

事務局：企業主導型につきましては、先日第 2 かがやき保育園さんが開園されたところですが、新たな施設というと、今後、子ども達の数が増えていくということもありますので、今後の動向を見て、各施設と相談していきたいということです。

森田部長：今、公立は 2 園で、市内のほとんど民間園になっている現状で、行政としても民間園の運営の保証をしていかなければならない。子どもの数が減ってきた時は、まずは公立で人数の調整を行おうと考えているところです。この先いろんな変化がおきてくると思いますので、その都度、民間園さんとも相

談をしていきながら、公立のあり方を考えていかなければという所存です。

小寺委員長：他ございませんでしょうか。無いようですので、次の案件「その他」について、何件かございますので、事務局よりお願いします。

事務局：まずは、冊子で配布している「親子で利用しやすい店舗リスト&マップ」についてです。小さなお子さまのご利用を歓迎するなど、子育て世代を応援していただける市内の店舗を「親子で利用しやすい店舗」としてご紹介する冊子が完成し、市内保育施設等に配布しましたので、ご報告いたします。

2 件目ですが、暇すずらん保育園の認定こども園への移行予定についてお知らせします。暇すずらん保育園が来年度から認定こども園への移行を希望されていますので、今後大阪府と協議を行ってまいります。

最後に今後のスケジュールをお知らせします。今年度子ども・子育て会議については、4 回の開催を予定しております。次回、第 2 回会議につきましては 9 月 24 日（火）午後 2 時からの開催を予定しています。その後のスケジュールについても記載しておりますのでご予約頂きますようお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、後日、事務局から作成したものを送付しますので、内容をご確認いただき、指定させていただく期日までに修正等ありましたら事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。なお、会議録につきましては、市ホームページへの掲載を予定しています。以上です。委員長よろしくお願いします。

小寺委員長：只今、事務局から説明がありましたが、これについてご質問等ございませんか。

原委員：10 月からいよいよ無償化が始まるわけですが、10 月というと新入園児の募集の時期で、新しい子どもさんにはプリント等でお知らせをするのですが、それよりも先にまずは在園児にきちんとこのことについて説明をする必要があるかなと考えています。豊中は昨日か今日ぐらいに説明会があると聞いていますが、四條畷市さんは公立園の説明会はいつ頃されるのでしょうか。その動向を見ながら私たちも考えていきたいと思っていますので、お聞かせください。

事務局：説明会は現時点では予定はしておりません。ご案内の文書を配布させていただく予定です。

原委員：それで保護者は理解できるのでしょうか。無償化の制度は、かなり複雑な部分がありますので、配布物だけでどうなのかなと不安があります。

小林委員：無償化について、保護者はほとんどの方が理解されていないようなので、文書だけの理解は難しいのではないのでしょうか。市から説明の場を設けていただくのが一番良いのではないかと思いました。

事務局：ありがとうございます。今後検討させていただきたいと思います。

小寺委員長：大きな制度改革ですので、できれば直に説明をいただけたらと思います。どうぞよろしくお聞かせください。

森田部長：今年度 5 月に琵琶湖の近くで保育園児が散歩をしていたところに車が突っ込む事故がありました。それ以降、四條畷で各施設の散歩コースや、登降園時に危険なところがないか確認してもらいたいと話をしており、国からも各学校や就学前施設、障がい児の通う施設の近辺の危険なところについて、把握するようにという文書が届きました。それを受けて、またこちらからそのような施設に照会をさせていただいて、危険な箇所について把握をした上で、必要な安全の確保をするための方策を考えていきたいと思っています。あのような悲惨な事件を起こさないように努めます。

小寺委員長：只今をもちまして、令和元年度 第 1 回子ども・子育て会議を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

<閉会>